

指定介護予防支援重要事項説明書

変更後

1 指定介護予防支援事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	湧別町地域包括支援センター
所在地	〒099-6404 紋別郡湧別町栄町112番地の1
連絡先	電話番号 01586-5-3761 FAX 01586-5-2283 (代表)
事業所番号	介護保険事業所番号 0105400055
管理者の氏名	

(2) 事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	兼務の別	計	業務内容
管理者兼 主任介護支援専門員	1		有	1	サービス管理全般 介護予防ケアプラン作成
社会福祉士	1		有	1	介護予防ケアプラン作成
保健師	1以上		有	1以上	
その他の職員	必要数		有	必要数	

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	湧別町内全域
---------	--------

(4) サービスの提供時間（営業時間）

営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から翌年の1月4日までを除く。)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時を除く。)

2 提供するサービスの内容

- 「介護予防支援」は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、適切な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当するサービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、その他の事業者、関連機関との連絡調整、その他の便宜の提供を行うサービスです。
- 具体的には、次に掲げる業務を行います。
 - ・利用者のお宅を訪問し、利用者の心身の状況、生活機能や健康状態、生活環境等を適切な方法により把握します。
 - ・把握した内容と、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービスの他、各種の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスの利用等も含めた「介護予防サービス計画」を作成いたします。
 - ・介護予防サービスをはじめとした各種サービスの提供の状況や、利用者の心身の状況やご家族の環境について、「介護予防サービス計画」作成後も、継続的に把握・管理します。
 - ・利用者の要支援認定の申請についてお手伝いします。

3 業務取扱い方針

- 「介護予防支援」の実施に当たっては、適切なアセスメント（利用者の解決すべき課題の把握）の実施により、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者や家族の意向を踏まえた具体的な目標を設定するとともに、介護予防の効果を最大限に発揮する自立に向けた目標志向型の「介護予防サービス計画」を作成します。
 - 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、次の3つの視点を踏まえ「介護予防サービス計画」を作成します。
 - ① 利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組を支援します。
 - ② 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
 - ③ 他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行います。
 - 指定介護予防サービス事業者に対しては、「介護予防サービス計画」に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告を指定介護予防サービス事業者から月に1回聴取します。
 - 少なくとも、サービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回は、利用者のお宅を訪問し、面接させていただきます。
 - 利用者のお宅を訪問しない月は、特段の事情がない限り、指定介護予防通所介護事業所等を訪問しての面接や電話等により利用者に連絡し、モニタリング（介護予防サービス計画の実施状況の把握）を実施いたします。
- なお、状況の変化があった場合等必要な場合については、必ず利用者のお宅を直接訪問して面接を行ないます。

- 法令等に基づき、業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合においても、業務が適切に実施されるよう、「介護予防サービス計画原案」の内容を確認するとともに、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に助言・指導を行ないます。
- 介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 介護予防支援の提供に当たっては、湧別町、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- 介護予防支援の提供に当たっては、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療との連携に十分配慮して行います。
- 介護予防支援の提供に当たっては、自らその提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4 担当職員

利用者を担当する職員は、次のとおりです。

ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名：

連絡先（電話番号）：01586-5-3761

5 業務の委託

利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

委託する場合、指定居宅介護支援事業者名、担当職員名等は別途お知らせします。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

6 費用

○利用料

「介護予防支援」のサービスは、介護保険制度から全額給付されるので、利用者の自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）に直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、利用者には、次の利用料をお支払いただきます。

利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

介護予防支援費（1月につき）	4,420円
----------------	--------

※新規に指定介護予防支援を行なった場合や居宅介護事業所と連携した場合は各3,000円加算されます。

○その他の費用

- ・交通費は無料です。

7 虐待の防止について

○事業所は、利用者等の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っております。
- ② 虐待防止のための指針の整備をしております。
- ③ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを湧別町に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

○利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業所及び職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業所は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、その秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

○個人情報の保護について

- ① 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに**湧別町**、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行ないます。ただし、その損害のうち、利用者や利用者の家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

10 苦情相談窓口

○当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

・窓口設置場所

担当者：

連絡先（電話番号）：5－3761

○利用者が利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

・苦情受付機関連絡先（電話番号）

北海道国民健康保険団体連合会 電話：011－231－5161

湧別町福祉課高齢介護グループ 電話：5－3761

11 記録の整備

指定介護予防支援事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

12 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備しています。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービスの終了

利用者の都合によりサービスの利用を終了する場合は、サービスの終了を希望する日の 10 日前までに、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先名称：湧別町地域包括支援センター

連絡先（電話番号）：0 1 5 8 6 － 5 － 3 7 6 1

15 お願い

当事業所（又は業務の一部を委託した指定居宅介護支援事業者）が交付する書類は、利用者の介護保険サービスの利用等に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

令和 年 月 日

介護予防支援の提供開始に当たり、上記のとおり説明しました。

事業所 指定介護予防支援事業所
所在地 湧別町栄町 112 番地の 1

事業所名 湧別町地域包括支援センター

管理者名 印

説明者職氏名 印

（業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業者が説明を行った場合）

事業所
所在地

事業所名

管理者名 印

説明者職氏名 印

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

利用者

ご住所 湧別町

お名前

印

署名代行者

ご住所

お名前

印

立会人

ご住所

お名前

印